

1 各種手数料等※¹及び特例制度について(様式第11号のA 機能要件書4.2.1、4.2.12及び4.2.13 関係)

事業体	開閉栓手数料※ ²	督促手数料※ ³	延滞金※ ⁴	集合住宅※ ⁵ 特例料金制度
米子市上下水道局	なし	なし	なし	あり
智頭町	なし	あり	あり	なし
八頭町	なし	なし	あり	なし
三朝町	なし	なし	なし	なし
湯梨浜町	あり	なし	なし	なし
北栄町	あり	なし	なし	なし
伯耆町	なし	なし	あり	なし
日野町	なし	なし	なし	なし

※1 この表に記載した手数料のほか、水道加入金、給水装置設計審査・工事検査手数料、受益者負担金及び集落排水等の分担金などがあるが、これらについては、選定したシステムの機能に応じた運用を検討する予定であり、本要件には含めない。

※2 開閉栓手数料

(1) 湯梨浜町

中止(閉栓)及び再開始(開栓)ともに、メーター口径が25mm以下の場合は1件1,100円、25mmを超える場合は1件2,200円(いずれも消費税10%込み)

(2) 北栄町

中止(閉栓)は1件1,000円、再開始(開栓)は1件2,500円

※3 督促手数料

智頭町の条例に規定されており、督促状を発行した場合は、1通につき100円(ただし、現時点では運用されていない。)

※4 延滞金

智頭町、八頭町及び伯耆町の条例において、下水道使用料を各町が定める納付期限までに納付しない場合は、規定の割合を乗じて算定した額を延滞金として加算することとされている(ただし、いずれの町においても現時点では運用されていない。)

※5 「2 集合住宅の水道料金特例制度(米子市)」に記載のとおり。

2 集合住宅の水道料金特例制度(米子市)

建物全体で1給水装置・1メーターにより給水契約を締結している集合住宅について、入居する各住戸の水道料金を一般家庭と同等の料金体系で算定できるよう、本制度を設けている。

本制度は、営業目的の店舗等を含まず、建物全体が住居専用である集合住宅を対象としており、各住戸で均等に水道を使用したものとみなして水道料金を算定するものである(米子市水道事業給水条例第40条)。

米子市水道事業給水条例

第40条 メーター点検日(第38条第1項の規定によりメーターの点検を行った日をいう。以下同じ。)から次のメーター点検日までの中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

4 1個のメーターで2戸以上の水道使用者がある場合の料金は、各戸の使用水量を均等とみなし、かつ、口径13ミリメートルのメーターが各戸に設置されたものとみなして、各戸ごとに計算した額の合計額とする。